



第8回社会保障審議会年金部会
平成23年12月16日

参考資料

参考資料集

(目次)

- **社会保障・税一体改革成案に関する資料**
 - ・ 社会保障・税一体改革成案・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- **年金改革の基本的考え方に関する資料**
 - ・ 現在の公的年金制度の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - ・ 課題に対する解決の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - ・ 新しい年金制度について（民主党資料より）・・・・・・・・・・ 11
 - ・ 年金改革の目指すべき方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- **年金財政の現状に関する資料**
 - ・ 国民年金・厚生年金の給付と負担の関係と財政検証・・・・・・・・ 15
 - ・ 給付水準の将来見通し（平成21年財政検証結果）・・・・・・・・ 16
 - ・ 基本ケース（出生中位、経済中位）の場合の試算結果・・・・・・・・ 17
 - ・ 平成21年財政検証後の実績等を含めた年金財政の状況について・・ 18
- **基礎年金国庫負担1／2の維持に関する資料**
 - ・ 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案の概要
（第3次補正予算の提出に併せた再修正後の法案）・・・・・・・・ 22
 - ・ 基礎年金国庫負担割合のこれまでの道筋・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
 - ・ 基礎年金国庫負担2分の1の確保について（建議）・・・・・・・・ 24
- **受給資格期間の短縮に関する資料**
 - ・ 現在の無年金者数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
 - ・ 老齢基礎年金の新規裁定者の納付状況の分析・・・・・・・・・・ 28
 - ・ （参考）諸外国における年金の受給資格期間等について・・・・・・・・ 29
 - ・ 現行制度及び受給資格期間を短縮した場合の基礎年金月額・・・・・・・・ 30

○	低所得者への加算に関する資料	
・	老齢基礎年金の年金月額分布	32
・	繰上げ・繰下げ受給の影響	33
・	いわゆる2階部分も含めて受給権を有する者の年金月額分布（男女別）	34
・	いわゆる1階部分のみの受給権者の年金月額分布（男女別）	35
・	低年金が発生する理由	36
・	高齢者のいる世帯の所得分布	37
・	年金額の基本設計	38
・	老齢基礎年金の年金月額分布	39
・	所得保障施策における基礎年金の位置づけ	40
・	基礎年金の給付水準 改定経緯	41
・	単身高齢者世帯の生活費と基礎年金の給付水準	42
・	高齢者世帯の生活費と基礎年金の給付水準	43
・	基礎年金月額と生活扶助基準額	44
・	生活保護と公的年金の役割の違い	45
・	基礎年金給付の考え方	46
・	障害年金制度の概要	47
・	遺族年金制度の概要	50
○	高所得者の年金額の調整に関する資料	
・	年金受給者の収入の分布の状況	53
・	（参考）カナダにおけるクローバックの仕組み	54
・	財産権に関する判例等の考え方	55
○	特例水準の解消に関する資料	
・	物価下落時に年金額を減額しなかったことの影響について	59
○	産休期間中の保険料免除に関する資料	
・	産前産後休業期間中の賃金支給の現状	63

○	被用者年金の一元化に関する資料	
・	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案の概要	66
・	公的年金制度一覧	68
・	共済年金について	69
・	厚生年金と共済年金の主な制度的な差異の例	70
○	第3号被保険者制度の見直しに関する資料	
・	第3号被保険者制度の実態	72
・	第3号被保険者数の年齢別割合	73
・	第3号被保険者の就業状況	74
・	3号分割の制度について	75
・	保険料負担と給付（イメージ）	76
・	夫婦共同負担を基本とする考え方について	77
○	マクロ経済スライドに関する資料	
・	自動調整の具体的な仕組み	79
・	給付を自動調整する仕組みが発動していない状況の評価	81
○	在職老齢年金に関する資料	
・	現行の在職老齢年金制度の仕組み	83
・	在職老齢年金制度が高齢者雇用に与える影響の分析（詳細版）	84
○	標準報酬の上下限に関する資料	
・	標準報酬月額及び上限・下限設定の理由について	87
・	（参考）年金と健康保険の標準報酬月額の上限・下限・等級数の変遷（昭和48年以降）	88
・	標準報酬月額の上限改定の考え方の経緯	89
・	標準報酬月額別被保険者数（平成21年度末現在）	90
・	標準報酬月額の上限に該当する被保険者の割合	91

○	支給開始年齢に関する資料	
・	現行の支給開始年齢引上げのスケジュール	93
・	支給開始年齢に係る繰上げ・繰下げ支給制度の国際比較	94
・	高年齢者雇用安定法による高年齢者雇用確保措置の義務付け	95
・	高年齢者に係る雇用制度の状況	96
・	平成23年11月9日（水）衆議院予算委員会小宮山厚生労働大臣答弁（抜粋）	97
○	遺族年金の支給対象範囲に関する資料	
・	（参考）現行制度における遺族年金制度の支給対象者	99
・	遺族年金の生計維持要件について	100
○	年金財政への影響について	
・	（参考）年金財政への影響について＜優先的に検討すべき事項＞	102

「社会保障・税一体改革成案」(年金関連)

(平成23年6月30日 政府・与党社会保障改革検討本部決定)

I 社会保障改革の全体像

2 改革の優先順位と個別分野における具体的改革の方向

<個別分野における主な改革項目(充実／重点化・効率化)>

III 年金

- 国民的な合意に向けた議論や環境整備を進め、「新しい年金制度の創設」実現に取り組む。
 - ・ 所得比例年金(社会保険方式)、最低保障年金(税財源)

- 年金改革の目指すべき方向性に沿って、現行制度の改善を図る。
 - ・ 最低保障機能の強化＋高所得者の年金給付の見直し
 - ・ 短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大、第3号被保険者制度の見直し、在職老齢年金の見直し、産休期間中の保険料負担免除、被用者年金の一元化
 - ・ マクロ経済スライド、支給開始年齢の引上げ、標準報酬上限の引上げなどの検討

- 業務運営の効率化を図る(業務運営及びシステムの改善)。

(成案本文より年金関連部分抜粋)

A 充実
(金額は公費(2015年))

B 重点化・効率化
(金額は公費(2015年))

C 工程

D 所要額(公費)
2015年

E 所要額(公費)
2025年

【新しい年金制度の創設】

「所得比例年金」と「最低保障年金」の組み合わせからなる一つの公的年金制度にすべての人が加入する

○ **所得比例年金(社会保険方式)**

- ・ 職種を問わず全ての人が同じ制度に加入し、所得が同じなら同じ保険料、同じ給付
- ・ 保険料は15%程度(老齢年金に係る部分)
- ・ 納付した保険料を記録上積み上げ、仮想の利回りを付し、その合計額を年金支給開始時の平均余命などで割って、毎年の年金額を算出

○ **最低保障年金(税財源)**

- ・ 最低保障年金の満額は7万円(現在価額)
- ・ 生涯平均年収ベース(=保険料納付額)で一定の収入レベルまで全額を給付し、それを超えた点より徐々に減額を行い、ある収入レベルで給付額をゼロとする
- ・ 全ての受給者が、所得比例年金と最低保障年金の合算で、概ね7万円以上の年金を受給できる制度とする

【現行制度の改善】

○ **最低保障機能の強化**

- ・ 低所得者への加算
 - ・ 障害基礎年金への加算
 - ・ 受給資格期間の短縮
- } (0.6兆円程度)

※ 低所得者・障害基礎年金への加算については、加算対象者・加算水準・資産調査の有無等によって財政規模が変動

※ 上記金額は、年収65万円未満(単身の場合)の者等に対して、月額1.6万円(7万円と老齢基礎年金の平均額5.4万円の差)を加算する等の前提



○ **高所得者の年金給付の見直し**

低所得者への加算と併せて検討
なお、公的年金等控除を縮減することによって対応することについても併せて検討

※ 高所得者の年金給付の見直しについては、減額対象者によって財政規模が変動

※ 仮に、年収1,000万円以上から減額開始(1,500万円以上は公費負担分を全額減額)とすると▲450億円程度公費縮小

国民的な合意に向けた議論や環境整備を進め、実現に取り組む

税制抜本改革とともに、2012年以降速やかに法案提出



順次実施

「社会保障・税一体改革成案」
(平成23年6月30日 政府・与党社会保障改革検討本部決定)より抜粋

～0.6兆円程度

～0.7兆円程度

		A 充実 (金額は公費(2015年))	B 重点化・効率化 (金額は公費(2015年))	C 工程	D 所要額(公費) 2015年	E 所要額(公費) 2025年
Ⅲ 年金	<ul style="list-style-type: none"> ● 短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大 <ul style="list-style-type: none"> → 例えば雇用保険並びにまで拡大すると、約400万人 ● 第3号被保険者制度の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・新しい年金制度の方向性(二分二乗)を踏まえつつ、不公平感を解消するための方策について検討 ● 在職老齢年金の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・60歳代前半の者に係る調整限度額を、60歳代後半の者と同じとすることを検討 ● 産休期間中の保険料負担免除 ● 被用者年金の一元化 (●は公費への影響なし) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ マクロ経済スライド <ul style="list-style-type: none"> ・世代間の公平等の観点から見直しを検討 ・仮に、特例水準を3年間で解消すると、年金額が▲2.5%削減され、毎年0.1兆円程度公費縮小 ・その後、単に毎年▲0.9%のマクロ経済スライドをすると、毎年0.1兆円程度の公費縮小 ※ 物価・賃金が上昇した年のマクロ経済スライドの発動による給付抑制は、現行制度で織り込み済み ○ 支給開始年齢引上げ <ul style="list-style-type: none"> ・先進諸国(欧米)の平均寿命・受給開始年齢を十分参考にし、高齢者雇用の確保を図りつつ、68~70歳へのさらなる引上げを視野に検討 ・厚生年金の支給開始年齢引上げスケジュールの前倒しを検討 ・基礎年金の支給開始年齢を引き上げる場合、1歳引き上げる毎に、引上げ年において0.5兆円程度公費縮小 ● 標準報酬上限の引上げ <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険制度を参考に見直しを検討 	<p>2012年以降速やかに 法案提出</p> <p>↓</p> <p>順次実施</p> <p>※ 今後、「現行制度の改善」全体について、検討の場とスケジュールを明確化した上で、法案提出に向けて検討</p>			
	<p>【業務運営の効率化】 業務運営及びシステムの改善</p>					
年金計	充実計 (2015年)	0.6兆円程度 (改革の内容により変動)	重点化・効率化計 (2015年)	影響額は改革の内容により変動	~0.6兆円程度	~0.7兆円程度

(注2) 基礎年金国庫負担2分の1財源については、税制抜本改革により措置する。税制抜本改革実施までの各年度分の繰入れも適切に行われるよう、必要な措置を講じる。

年金改革の基本的考え方

現在の公的年金制度の課題

第8回「社会保障改革に関する集中検討会議」(平成23年5月23日)厚生労働省案より抜粋

- 1961年の国民年金制度創設より約50年が経過し、制度創設時の前提や社会経済の状況が大きく異なってきている。
- 予想を大きく超える速度で少子高齢化が進展。また、人口減少局面に入るとともに、低成長時代で右肩上がりの経済を前提とできない状況。
- こうした状況の下で、公的年金制度には、以下のような課題が存在している。

① 国民年金・厚生年金の加入者の変化

- ・雇用の在り方が変化し、非正規雇用と呼ばれる就労形態が増加。
- ・国民年金(第1号被保険者)が、自営業者のための制度から、非正規雇用者が加入する年金制度に変化。
- ・国民年金の制度は、非正規雇用者の受け皿となっておらず、こうした者が将来に低年金・無年金となる可能性が高い。

② 年金制度が雇用・就労や人生の選択に影響

- ・被用者の中で、労働時間や収入で年金制度の適用関係が変わる仕組みとなっており、労働者の就業行動や事業主の雇入れ行動に影響を与えている。
- ・保険料を負担しないで基礎年金を受給できる第3号被保険者制度の存在があり、専業主婦を優遇しているのではないかという批判がある。

③ 低年金・無年金者の存在

- ・老齢基礎年金の平均受給額は月5.4万円、老齢基礎年金のみの平均受給額は月4.85万円。
- ・無年金見込み者を含めた無年金者は最大118万人と推計。

④ 年金制度への不信・不安

- ・給付と負担の関係が分かりにくいとの指摘。
- ・被用者年金も職域毎に分立しており、官民格差があるという批判がある。
- ・国民年金保険料の未納率の上昇により、制度が破綻するのではないかと不安・誤解がある。

⑤ 長期的な持続可能性に不安

- ・基礎年金国庫負担財源を賄う恒久財源が確保されていない。
- ・諸外国の動向及び高齢化の一層の進展を踏まえれば、将来的に更なる支給開始年齢の引き上げが必要ではないかとの指摘。
- ・デフレ経済下でマクロ経済スライドが発動しておらず、長期的な財政安定性にも不安との指摘。

課題に対する解決の方向性

第8回「社会保障改革に関する集中検討会議」(平成23年5月23日)厚生労働省案より抜粋

年金改革の目指すべき方向性

- このような課題に対処するためには、以下のような方向性を目指して年金改革を行っていくことが必要。
 - ①新しい仕事への挑戦や女性の就労を妨げる年金制度ではなく、働き方、ライフコースの選択に影響を与えない、一元的な制度
 - ②単身高齢者、低年金者、無年金者の増大に対して、最低保障機能を有し、高齢者の防貧・救貧機能が強化された制度
 - ③国民から信頼され、財政的にも安定した制度

新しい年金制度の方向性

- 全ての職種が同じ制度に加入し、所得が同じなら同じ保険料、同じ給付となる「所得比例年金」の創設
- 高齢期に最低限これだけは受給できるという額が明示された「最低保障年金」の創設

国民的合意・環境整備の必要性

- 今の年金制度を抜本的に新しい年金制度に改めるためには、国民的な合意が必要。
 - 自営業者を含む一元的な制度を実現するためには、
 - ①社会保障・税に関わる番号制度の導入・定着
 - ②歳入庁創設等、税と社会保険料を一体徴収する体制の構築
 - ③所得捕捉問題に対する国民の納得感の醸成
- といった環境整備を制度の議論と並行して行う必要がある、そのためには一定の準備期間が必要。

- 新しい年金制度の骨格を示し、国民的な合意に向けた議論や環境整備を進め、新しい年金制度の実現に取り組む。
- 新しい年金制度からの年金給付のみを受給する者が出てくるまでには、40年以上の期間が必要。移行期間中は、新制度と旧制度の両方から年金が支給されることになる。
- このため、年金改革の目指すべき方向性に沿って、当面、現行の年金制度の改善を速やかに進める。

新しい年金制度について(民主党資料より)①

○「あるべき社会保障」の実現に向けて(民主党「社会保障と税の抜本改革調査会」)(平成23年5月26日)(年金関係部分抜粋)

IV. 抜本改革で公平で、信頼できる年金へ

＝公的年金制度の改革の方向性＝

1. 基本的な考え方

現行の年金制度は、職業によって加入する制度が異なる上、非常に複雑な制度となっている。そのため、ライフスタイルの多様化など現在の国民生活に適合せず、また制度を理解することが困難なことから、公的年金制度にとって最も重要な国民の信頼を失っている。

そこで民主党は、先の総選挙マニフェストで年金制度を抜本的に改め、簡素で、公平で、わかりやすい制度に転換することを訴えた。具体的には、公的年金制度を、納めた保険料に応じて年金を受給できる「所得比例年金」と、公的年金制度に適切に加入した場合に一定額の年金を保障する「最低保障年金」を組み合わせた年金制度を創設し、すべての国民がこの制度に加入する(「公的年金制度の一元化」)こととした。

これによって制度が簡素かつ公平になるとともに、高齢期の生活の安定を高め、また国民の多様なライフスタイルにも対応が可能となると考えており、今般の抜本改革において、改めて民主党案の実現を求めていく。

一方で、いわゆる「公的年金制度の一元化」を実現するためには、所得の捕捉を確実にを行うための番号制度の導入、税と社会保険料の一体徴収など、現在の行政の仕組みを大きく転換することが必要であるが、これを短時間で実現することは困難である。

そこで、このような公的年金制度の抜本改革を実現するための環境が整備されるまでの間、現行制度の問題を可能な限り是正し、国民の年金制度に対する信頼を回復することとする。

2. 抜本改革後の新たな年金制度のポイント

(1) 抜本改革の前提

<年金受給者(60歳に達し、保険料を払い終えている方を含む)>

制度改革の影響を受けず、現在の受給額に変化なし。

<制度改革時に現役世代(20-59歳)>

① 制度改革時までに現行制度で納めた保険料に対しては、将来、現行制度に基づく年金額を受給(現行制度の受給資格期間25年に達していない方も含む)。

② 制度改革以降に新制度で納めた保険料に対しては、将来、新制度に基づく年金額を受給。将来の受給額は「現行制度に基づく受給額①」と「新制度に基づく受給額②」の合算額。

<制度改革時以降に20歳に達する方>

新制度に基づく保険料納付を行い、将来、新制度に基づく年金額を受給。

(2) 新制度の骨格

① 加入対象者

- 20歳以上65歳未満の者すべて
- 20歳未満または65歳以上で所得のある者
- 被用者も自営業者もすべての人が同じ制度に加入(一元化)。

② 制度の骨格

- 現役時代に納める保険料に応じて給付を受ける「所得比例年金」と所得比例年金の額に応じて給付を受ける「最低保障年金」の組み合わせ
- 上記の組み合わせで、すべての人が概ね月額7万円以上の年金を受けられるようにする(新制度の完成時点)。
- 「所得比例年金」の給付財源は「保険料」、「最低保障年金」の財源は「税」。

(3) 所得比例年金

① 保険料

- 保険料は老齢年金に係る部分について15%程度とし、別途、遺族年金・障害年金に係る保険料を加算することとする。
- 被用者の保険料は労使折半とする。また、被用者保険の使用者負担分は企業会計上、給与と同等の扱いであることを踏まえ、自営業者の保険料は全額自己負担とするが、導入にあたっては激変緩和措置を設ける。
- 被用者の賦課ベースは給与収入、自営業者の賦課ベースは「売上-必要経費」とする。なお、賦課ベースには上限を設ける(=年金受給額に上限を設ける)。

② 所得比例年金額

- 個人単位で計算(有配偶者の場合、夫婦の納めた保険料を合算して二分したものを、それぞれの納付保険料とする=二分二乗)。
- 納付した保険料を記録上積み上げ、その合計額を年金支給開始(裁定)時の平均余命などで割って、毎年の年金額を算出(納付保険料については、年金支給開始時まで、一定の運用益=金利を付利して計算)。

新しい年金制度について(民主党資料より)②

○5月26日「あるべき社会保障」の実現に向けて(民主党「社会保障と税の抜本改革調査会」)(平成23年5月26日)(年金関係部分抜粋)

- 上記の「一定の運用益」として「見なし運用利回り」を用いる。「見なし運用利回り」は、1人当たり賃金上昇率をベースにしつつ、現役人口の減少を加味することで、概ね100年間、所得比例年金の財政が維持できるように調整した値とする。
- 出生率・人口動態、経済成長率・賃金上昇率等の経済前提に一定の変化があった場合には、将来の年金給付を確実にする観点から、「見なし運用利回り」及びこれを通じた年金の財政計算の見直しを速やかに行う。

(4) 最低保障年金

- ① 最低保障年金の骨格
- 最低保障年金は、消費税を財源として、所得比例年金の受給額の少ない人に給付することとする。最低保障年金の受給にあたっては、適切な受給要件を設ける。
- 最低保障年金の満額は概ね7万円(現在価額)。
- 最低保障年金は、生涯平均年収ベース(=保険料納付額)で一定の収入レベルまで全額を給付し、それを越えた点より徐々に減額を行い、ある収入レベルで給付額をゼロとする。
- 全ての受給者が所得比例年金と最低保障年金の合算で、概ね7万円以上の年金を受給できる制度とする。
- 最低保障年金についても、所得比例年金額の算定に用いる「見なし運用利回り」でスライドを行う。

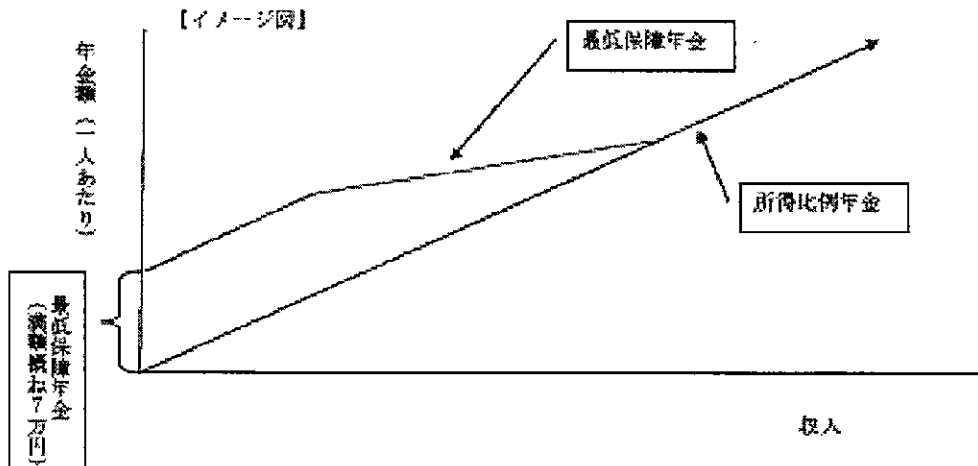
3. 抜本改革までの現行制度の改善

「公的年金制度の一元化」などの抜本改革を実現するまで、一定の時間を要することから、その間は現行制度を改善することによって、無年金者・低年金者問題、年金の財政基盤強化などの課題に対応する。なお、抜本改革の着手にあたっては現行制度の財政再計算を行うこととする。

【現行制度改善の例】

- 厚生年金の適用範囲拡大
非正規雇用の増大を踏まえ、現在の加入要件を見直すなどによって、可能な限り厚生年金の加入者の適用範囲を拡大することで、将来の低年金者・無年金者を少なくする。
- 年金財政の基盤強化
税制の抜本改革を通じて、基礎年金国庫負担1/2の安定的な財源を確保する。
- 国民年金保険料の適正な徴収
国民年金保険料の納付率の低下が続いていることから、徴収体制の見直しなどにより納付率の向上を図る。

またマクロ経済スライド、物価スライドのあり方を検討するとともに、抜本改革の環境整備に必要な期間、新制度への移行期間などを踏まえつつ、被用者年金の一元化、基礎年金の最低保障機能の強化、在職老齢年金制度の見直しなどについても、検討を加えていくこととする。



年金改革の目指すべき方向性

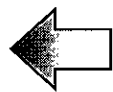
- ① 新しい仕事への挑戦や女性の就労を妨げる年金制度ではなく、働き方・ライフコースの選択に影響を与えない一元的な制度
- ② 単身高齢者、低年金者、無年金者の増大に対して、最低保障機能を有し、高齢者の防貧・救貧機能が強化された制度
- ③ 国民から信頼され、財政的にも安定した制度

年金財政の現状

国民年金・厚生年金の給付と負担の関係と財政検証

平成16年年金制度改正における年金財政のフレームワーク

- 上限を固定した上での保険料の引上げ
(最終保険料(率)は国民年金16,900円(平成16年度価格)、厚生年金18.3%)
- 負担の範囲内で給付水準を自動調整する仕組み(マクロ経済スライド)の導入
- 積立金の活用
(おおむね100年間で財政均衡を図る方式とし、財政均衡期間の終了時に給付費1年分程度の積立金を保有することとし、積立金を活用して後世代の給付に充てる)
- 基礎年金国庫負担の2分の1への引上げ



人口や経済の動向

財政検証

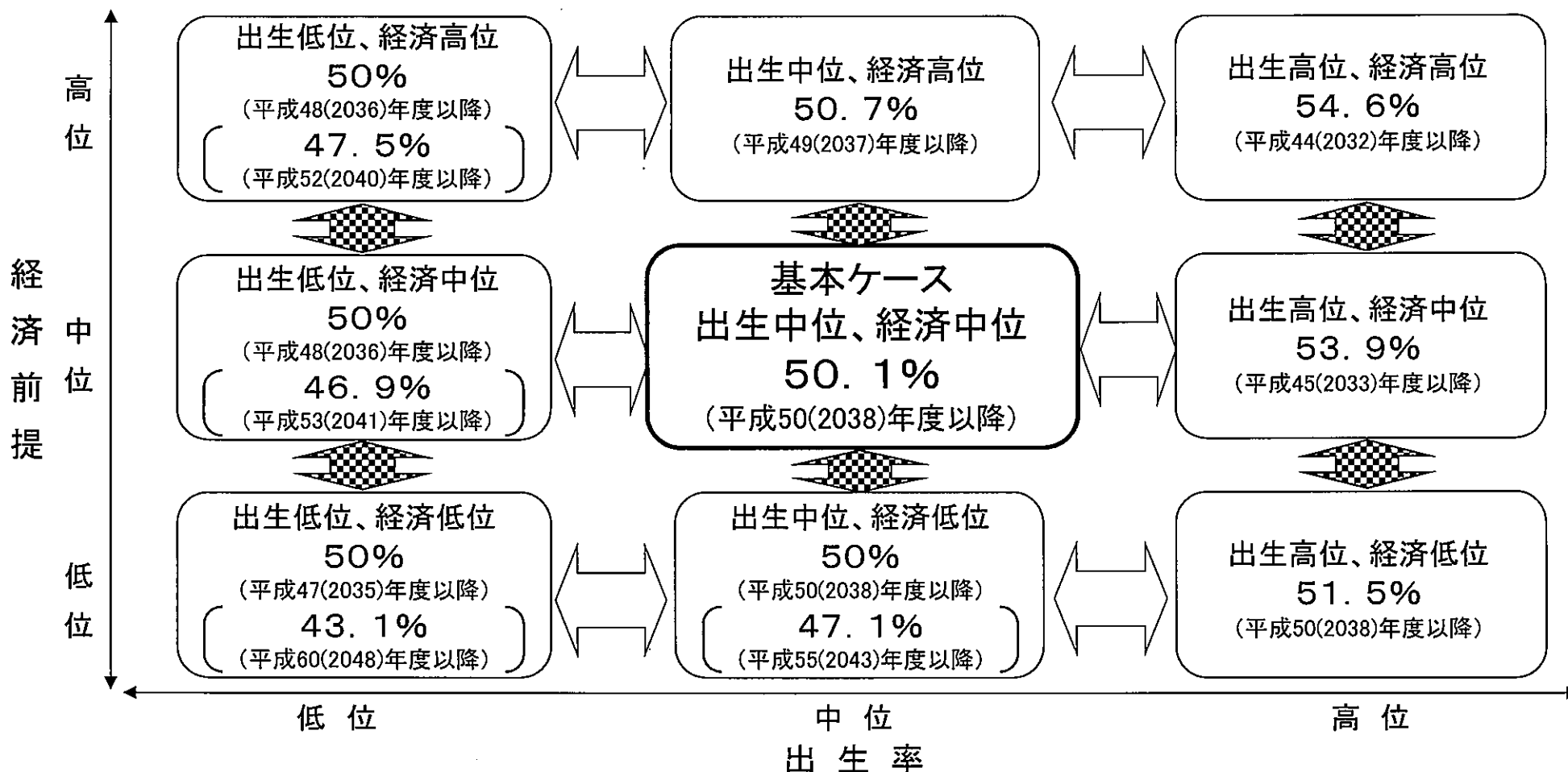
少なくとも5年ごとに、

- 財政見通しの作成
 - マクロ経済スライドの開始・終了年度の見通しの作成
- を行い、年金財政の健全性を検証する

→ 次の財政検証までに所得代替率が50%を下回ると見込まれる場合には、給付水準調整の終了その他の措置を講ずるとともに、給付及び負担の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずる

給付水準の将来見通し(平成21年財政検証結果)

厚生年金の標準的な年金の給付水準(所得代替率)の見通し



(注1) 図中の数字は最終的な所得代替率の見通しを示している。()内は所得代替率が50%に達した後、仮に、機械的にマクロ経済スライドの適用を続けて財政を均衡させた場合の数値。

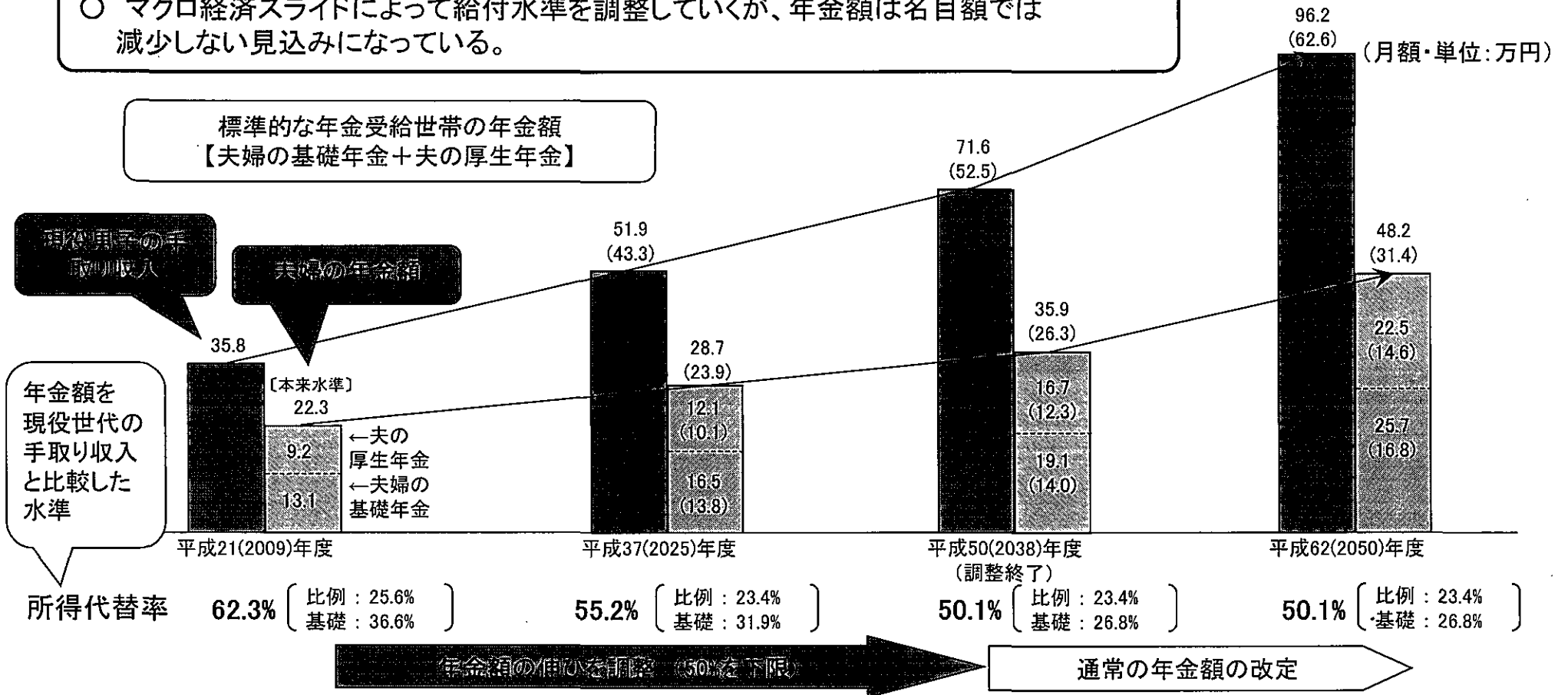
(注2) 上記における死亡率の前提はいずれも死亡中位の場合。出生中位、経済中位ケースにおける最終的な所得代替率は、死亡高位の場合52.3%(平成47(2035)年度以降)、死亡低位の場合47.9%(平成53(2041)年度以降、仮に機械的にマクロ経済スライドの適用を続けて財政を均衡させた場合)の見通しである。

(注3) マクロ経済スライドの適用開始年度は、経済中位ケース、経済高位ケースで平成24(2012)年度、経済低位ケースで平成26(2014)年度の見通し。

基本ケース(出生中位、経済中位)の場合の試算結果

厚生年金の標準的な年金の給付水準の見込み(年金を受給し始めた時の年金額)

○ マクロ経済スライドによって給付水準を調整していくが、年金額は名目額では減少しない見込みになっている。



(注1)基本ケース(人口は出生中位(死亡中位)、経済中位)の場合。

(注2)マクロ経済スライドによる給付水準の調整は平成24(2012)年度に開始する見込み。

(注3)次の財政検証の時期(平成26(2014)年度)における所得代替率は60.1%の見通しであり、この時点で50%を下回る見込みとはなっていない。

(注4)報酬比例部分の給付水準の調整は、図中の調整終了年度(平成50(2038)年度)よりも早い平成31(2019)年度に終了する見込み。

(注5)図中の数値は各時点における名目額。()内の数値は、物価で現在価値に割り戻した額。

(注6)年金額はスライド特例によるかさ上げ分のない本来水準。平成21年度に実際に支給される基礎年金額は夫婦で13.2万円(スライド特例によりかさ上げ)。

(注7)年金をもらい始めた年以降の年金額(名目額)は物価上昇率で改定されるが、通常は物価上昇率よりも賃金上昇率の方が大きいため、そのときどきの

17 現役世代の所得に対する比率は下がっていくことになる。

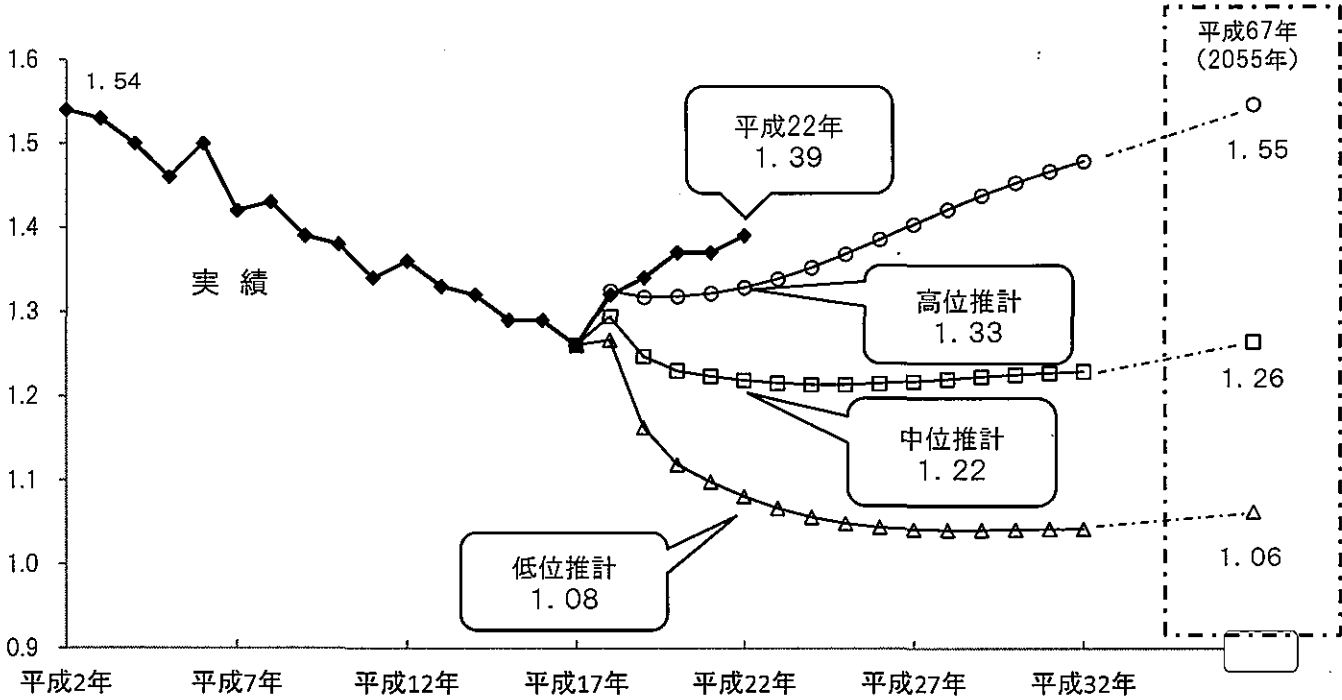
平成21年財政検証後の実績等を踏まえた 年金財政の状況について

○ 公的年金財政の主な変動要因は人口と経済前提

人 口
(合計特殊出生率)

- ・平成18年推計では将来的な合計特殊出生率の水準は1.26と見込まれていたが、
- ・実績値は平成17年の1.26を底に、平成22年の1.39まで回復傾向になっている。

合計特殊出生率の推移と将来推計人口(平成18年推計)における仮定値



経済前提

- ・足下の経済前提は、内閣府の見通しを用いているが、平成21年、22年については、リーマン
- ・ショック後の経済の回復も弱く、実績の賃金上昇率は見込みを下回っている。
- ・運用利回りの実績については、年による変動が大きくなっている。
(平成21年財政検証の長期の経済前提では、物価上昇率、賃金上昇率、運用利回りはそれぞれ1.0%、2.5%、4.1%となっている。)

○ 物価上昇率

	平成16年財政再計算との比較					平成21年財政検証との比較	
	平成16 (2004)	平成17 (2005)	平成18 (2006)	平成19 (2007)	平成20 (2008)	平成21 (2009)	平成22 (2010)
見込み	△ 0.2	0.5	1.2	1.5	1.9	△ 0.4	0.2
実績	0.0	△ 0.3	0.3	0.0	1.4	△ 1.4	△ 0.7

○ 賃金上昇率

	平成16年財政再計算との比較					平成21年財政検証との比較	
	平成16 (2004)	平成17 (2005)	平成18 (2006)	平成19 (2007)	平成20 (2008)	平成21 (2009)	平成22 (2010)
見込み	0.60	1.30	2.00	2.30	2.70	0.05	3.41
実績	△ 0.20	△ 0.17	0.01	△ 0.07	△ 0.26	△ 4.06	0.68

注1. 性・年齢構成の変動による影響を控除した名目標準報酬上昇率である。

注2. 実績の賃金上昇率は厚生年金のみのデータから求めたものであり、被用者年金全体のデータを用いて求められる再評価率とは異なる。

○ 運用利回り

	平成16年財政再計算との比較					平成21年財政検証との比較	
	平成16 (2004)	平成17 (2005)	平成18 (2006)	平成19 (2007)	平成20 (2008)	平成21 (2009)	平成22 (2010)
見込み	1.69	1.81	2.21	2.51	3.00	1.47	1.78
実績	2.73	6.83	3.10	△ 3.53	△ 6.86	7.54	△ 0.26

※ 平成16年財政再計算で用いた内閣府の見通しは、「構造改革と経済財政と中期展望-2003年度改定」(2004年1月)の参考試算であり、推計最終年の2008年には経済が順調に回復する前提となっている。

一方、平成21年財政検証で用いた内閣府の見通しは、「経済財政の中長期方針と10年展望比較試算」(2009年1月)であり、その時点で得られたリーマンショック等による影響が織り込まれているため、平成20年と平成21年の見込み値には格差が生じている。

収支状況

※ 厚生年金基金の
※ 代行部分等を含む

- ・収支状況は、平成21年度時点では、見通しに比べて良くなっており年度末積立金は約4兆円
- ・見通しを上回っている。
- ・平成22年度は、財政検証の見通しでは、厚生年金と国民年金を合わせて約1.6兆円の積立金の取崩しとなっているが、特別会計の収支決算の実績では約6兆円の取崩しとなっている。

(単位:兆円)

	平成21年財政検証(基本ケース)							実績推計(収支決算)							年度末積立金の見込みと実績との差
	収入			支出	収支差引残		年度末積立金	収入			支出	収支差引残		年度末積立金	
	うち 保険料	うち 運用収入	運用収入 を除く		うち 保険料	うち 運用収入		運用収入 を除く							
〔厚生年金〕															
21年度	34.9	23.8	2.1	35.8	△0.9	△3.0	144.4	40.2 (40.9)	23.0 (22.2)	7.5 (8.6)	38.1 (36.8)	2.1 (4.1)	△5.4 (△4.5)	148.7 (120.8)	+ 4.3
22年度	35.0	24.7	2.5	36.7	△1.7	△4.3	142.6	- (31.6)	- (22.7)	- (△0.3)	- (38.2)	- (△6.6)	- (△6.3)	- (114.2)	-
〔国民年金〕															
21年度	4.8	2.2	0.1	4.7	0.1	0.0	10.0	4.3 (4.3)	1.7 (1.7)	0.5 (0.5)	4.0 (4.0)	0.3 (0.3)	△0.2 (△0.2)	9.7 (7.5)	△ 0.3
22年度	4.9	2.2	0.2	4.7	0.2	△0.0	10.2	3.4 (3.4)	1.7 (1.7)	△0.0 (△0.0)	3.2 (3.2)	0.2 (0.2)	0.2 (0.3)	9.9 (7.7)	△ 0.2
〔厚生年金+国民年金〕															
21年度	39.7	26.0	2.2	40.5	△0.8	△3.0	154.4	44.5 (45.2)	24.7 (23.9)	8.0 (9.2)	42.1 (40.8)	2.4 (4.4)	△5.6 (△4.7)	158.4 (128.3)	+ 4.0
22年度	39.9	27.0	2.7	41.4	△1.6	△4.3	152.8	- (35.0)	- (24.4)	- (△0.3)	- (41.4)	- (△6.4)	- (△6.0)	- (121.9)	-

注1. 「実績推計(収支決算)」欄の、上段は、将来見通しと比較するために厚生年金基金の代行部分等のベースをそろえた実績値(実績推計)を記載、下段は、代行部分等を含まない特別会計分のみの時価ベースの収支決算を掲載している。なお、年度末積立金の上段と下段の違いは、主に、厚生年金基金の最低責任準備金、国庫負担繰延額等によるものである。

注2. 収支状況は、基礎年金交付金を収支両方から除いたものを計上している。

注3. 「年度末積立金の見込みと実績との差」欄は、実績推計から見込み値を控除した数値を記載している。

注4. 平成22年度の厚生年金の実績推計は、現在とりまとめ中であるため、時価ベースの収支決算のみ記載している。

基礎年金国庫負担1／2の維持

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案の概要 (第3次補正予算の提出に併せた再修正後の法案※)

1. 法案の趣旨

- 平成23年度の基礎年金の国庫負担割合を2分の1とする等のための所要の措置を講ずる。

2. 法案の概要

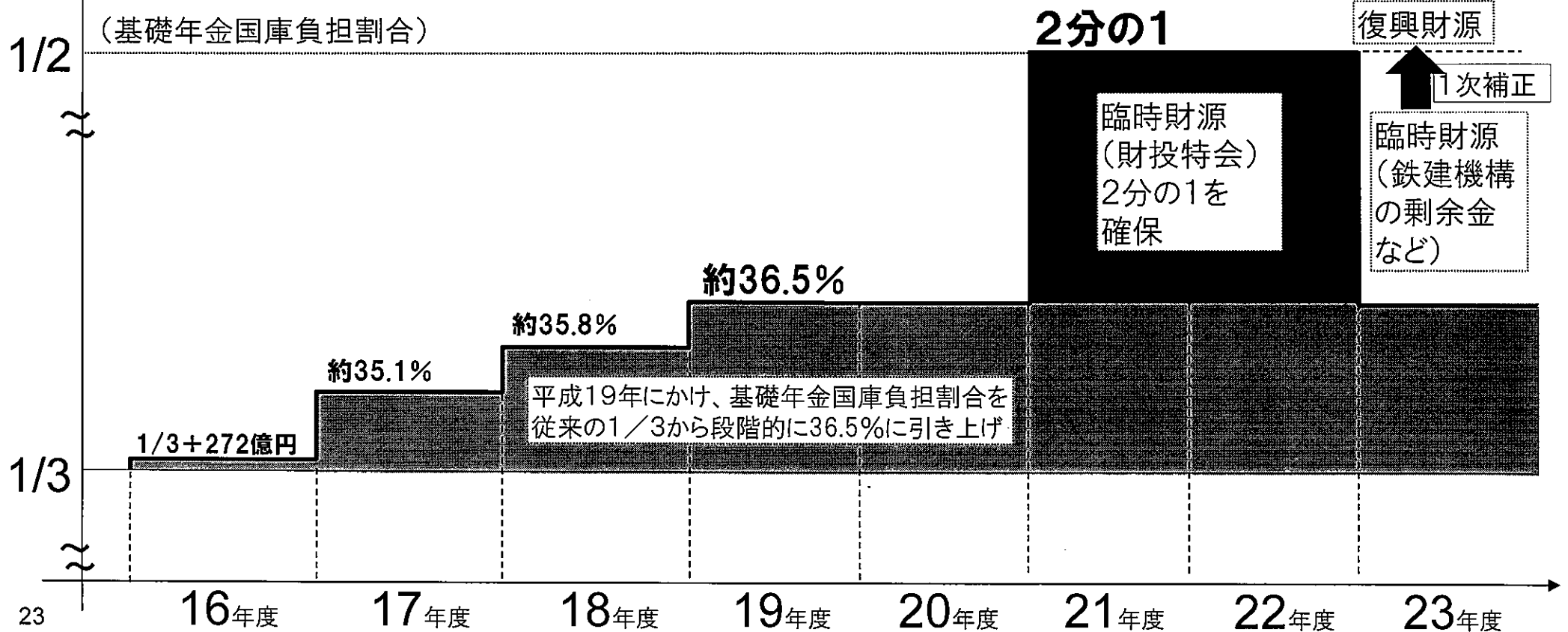
- 平成23年度について、国庫は、国庫負担割合2分の1と36.5%の差額を負担することとする。
この場合において、当該差額については、復興債の発行により確保される財源を活用して、確保するものとする。
- 平成24年度から税制の抜本的な改革により安定財源の確保が図られる年度の前年度までの各年度については、上記の差額に相当する額を税制の抜本的な改革により確保される財源を活用して国庫の負担とするよう、必要な法制上・財政上の措置を講ずるものとする。
 - ▶ 「税制の抜本的な改革」とは、所得税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第13号)附則第104条の規定に従って行われる税制の抜本的な改革をいう。
- 平成23年度の国民年金保険料の免除期間について、国庫負担割合2分の1を前提に、年金額を計算するものとする。
 - ▶ 国民年金保険料免除期間の年金額は、国庫負担分に連動して設定されている。
(平成20年度まで:3分の1 平成21年度及び22年度:2分の1)

3. 施行日 公布の日

※ 本法案については、平成23年2月14日に提出した後、4月28日の閣議決定により、一度修正が行われている。今般、第3次補正予算案の提出に併せ、10月28日の閣議決定で、2分の1と36.5%の差額である2.5兆円を復興債で補てんすることに対応するための再修正を行った。

基礎年金国庫負担割合のこれまでの道筋

- 19年度にかけて、基礎年金国庫負担割合を従来の「1/3」から段階的に36.5%に引き上げたが、「1/2」には至らなかった。
- 21年度・22年度は臨時財源（財政投融资特別会計からの繰入金）を確保し、「1/2」を実現。
- 23年度当初予算では、臨時財源（鉄道建設・運輸施設整備支援機構の利益剰余金など）を確保し、「1/2」を維持することとしたが、東日本大震災の発生に伴い、震災復興財源に転用された。一方で、第3次補正予算案では、こうした経緯に鑑みて、当該2.5兆円分を改めて計上し、復興債で補てんすることとした。
- 今後、税制抜本改革実施により安定財源を確保し、基礎年金国庫負担1/2を恒久化することとしている。24年度から税制抜本改革実施までの年度は、現在、国会提出中の法案において、税制抜本改革により確保される財源を活用して「1/2」を維持するよう、必要な法制上・財政上の措置を講ずるものとしている。



基礎年金国庫負担2分の1の確保について（建議）

平成23年8月26日
社会保障審議会年金部会

年金制度を将来にわたり持続的で安心できるものとする観点から、基礎年金国庫負担に関し、以下の取組みを求めるものである。

1.（平成23年度の基礎年金国庫負担について）

平成23年度の基礎年金国庫負担2分の1に充てることとしていた臨時財源2.5兆円が、第1次補正予算において震災復旧・復興事業に転用されたことにより、年金積立金で穴埋めせざるを得ない状況となっている。しかし、積立金は労使等が拠出した保険料を財源とするものであり、このような取扱いは本来適切ではない。

年金財政の安定のためには、転用された平成23年度分の2.5兆円分について、財源を確保して、第3次補正予算において年金財政に繰り入れることを求める。

2.（平成24年度以降の基礎年金国庫負担について）

基礎年金国庫負担については、平成16年の年金制度改正の際に、平成21年度までに2分の1に引き上げるとともに、所要の安定財源を確保する税制の抜本的な改革を行うことが法律上明記された。

しかし、実際には、税制の抜本的な改革は今に至るまで実施されず、また、平成21年度および22年度については、基礎年金国庫負担2分の1を達成したものの、臨時財源を充てたものであった。

現在国会に提出中の法案では、税制の抜本的な改革により安定財源が確保される年度以降だけでなく、平成24年から安定財源が確保される年度の前年度までの各年度についても、税制の抜本的な改革により確保される財源を活用して基礎年金国庫負担2分の1を維持することとされている。また、社会保障・税一体改革成案においても、消費税収による安定財源の用途の1つとして、税制抜本改革実施までの2分の1の財源が挙げられている。年金制度を安定的に維持する上で不可欠である恒久財源を確保するために、今度こそ税制の抜本的な改革を成し遂げるとともに、法案の趣旨に沿って、先送りにすることなく、上記期間の各年度について、国庫負担2分の1の維持のために必要な額を、年金財政に確実に繰り入れることを求める。